

青森県アンサンブルコンテスト実施規定

第1章 総則

第1条（総則）

青森県アンサンブルコンテスト（以下、県大会と略）は、各地区大会から推薦されたグループが参加して、毎年１２月または翌月１月に実施する。

第2条（実施要項）

実施要項は、県吹連の会議で定める。

第3条 (選出母体)

選出母体となる地区大会は、次の連盟による。

1. 青森地区吹奏楽連盟 2. 弘前地区吹奏楽連盟 3. 八戸地区吹奏楽連盟 4. 上北地区吹奏楽連盟
5. 下北地区吹奏楽連盟 6. 南地方吹奏楽連盟 7. 西北地区吹奏楽連盟

第2章 実施部門及び参加人員

第4条（実施部門・人員）

実施部門は次の通りとし、参加グループは所属する部門に出場する。また、部門順番及び出演順番は理事会で決定する。

- ①小学生の部 ②中学生の部 ③高等学校の部 ④大学の部 ⑤職場・一般の部

第5条 (編成)

各グループの編成は、3名から8名までとする。これ以外の場合は、出場を停止、または失格とする。

第3章 資格

第6条 (参加資格)

各部門の参加資格は、県吹連に登録している加盟団体に所属するグループで次の通りとする。

- ① 小学生・・・ア 同一小学校に在籍している児童とする。
イ 同一経営の学園内幼稚園・保育園児の参加は認める。
ウ 本連盟が認める小学生による任意の団体に所属している児童とする。
- ② 中学生・・・ア 同一中学校に在籍している生徒とする。
イ 本連盟が認める中学生で構成する任意の団体に所属している生徒とする。
(活動を共にする小学生は認める)
ウ 上記ア及びイに該当する団体により構成される合同の団体の参加を認める。
- ③ 高等学校・・・ア 同一高等学校に在籍している生徒とする。
イ 同一経営の学園内中学校生徒・学園内小学校児童の参加は認める
ウ 管・打・コントラバスの専攻学生の参加は認めない。
- ④ 大 学・・・ 同一大学に在籍している学生とする。
ただし、管・打・コントラバスの専攻学生の参加は認めない。
- ⑤ 職場・一般・・・ア 職場 同一経営の会社・工場・事務所・官公庁（それぞれグループ企業・団体も含む）など、経営者または組合などの許可を得て設立されている団

体であって、構成メンバーは、その勤務先に勤務しているものとする。
イ 一般 当該団体の団員とする。職業演奏家の参加は認めない。

第4章 演奏・審査

第7条（編成）

編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。

ただし、

- ①同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
- ②同一奏者がその年度内に、2つ以上のグループに重複して出場することは認めない。演奏は、同一奏者でなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。
- ③独立した指揮者は認めない。
- ④コントラバスのみによる編成は認めない。また、コントラバス主体の編成も認めない。
- ⑤ピアノ・ハープ・オルガン・チェンバロ・アコーディオン・リコーダー等の使用は認めない。
- ⑥電子楽器の使用は認めない。

第8条（審査・著作権）

参加団体の資格、演奏の内容に疑義ある場合は、出場を停止・失格または入賞を取り消すことができる。参加グループは、任意の1曲を演奏して部門ごとに審査を受けるものとする。

- 2 組曲は1曲とみなし、演奏曲は地区大会と同一のものとする。著作権の存在する楽曲を演奏する場合は、事前に著作権者(社)から編曲の許諾、演奏の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで出場することは認めない。

第9条（演奏時間）

演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は、審査の対象としない。

第10条（部門・出演順番）

部門及び出演の順番は、会議において決定する。

第5章 表彰及び代表

第11条（審査員）

審査員は理事会において選出し、会長が委嘱する。人数は原則として5名とする。審査方法は、本連盟の定める審査内規による。

第12条（表彰）

表彰は、部門ごとに、金・銀・銅のいずれかを贈る。

第13条（県代表）

参加グループから次の数のグループを東北アンサンブルコンテストに推薦する。

小学生の部—2 中学生の部—4 高等学校の部—4 大学の部—1 職場・一般の部—1

- 2 同一団体より2グループを超えて推薦することはできない。

第6章 地区代表

第14条 (地区代表)

県大会に各地区大会より出場するグループ数は、次の通りとする。

- (1) 青森・弘前・八戸・上北・下北・南・西北の各地区大会より推薦されたグループ。
- (2) それぞれの部門における各地区からの代表グループ数については、その年度ごとに理事会において決定する。
- (3) 1団体からの出場数は、3グループ以内とする。

第15条

地区において地区大会を開催できない場合は、近隣地区と合同で開催できる。

第16条

各地区吹連事務局は、県大会事務局に、会議で定められた期日までに地区大会結果を報告する。

第7章 その他

第17条 (共催・後援団体)

県大会の実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。

第18条 (実施要項)

その他、開催上の細目については、実行委員会において決める。

第19条 (改定)

この規定は、会議の議決により改定することができる。

第20条 (付則)

この規定は、昭和62年	4月23日より施行する。	平成22年	6月12日、一部改正
平成4年	4月23日、一部改正	平成26年	6月7日、一部改正
平成5年	6月23日、一部改正	平成27年	11月29日、一部改正
平成5年	12月3日、一部改正	令和元年	11月16日、一部改正
平成8年	6月22日、一部改正	令和3年	6月5日、一部改定
平成10年	4月23日、一部改正	令和4年	4月9日、一部改定
平成12年	4月20日、一部改正	令和5年	4月15日、一部改定
平成12年	2月14日、一部改正		
平成16年	11月27日、一部改正		
平成17年	11月26日、一部改正		
平成18年	2月25日、一部改正		
平成20年	4月12日、一部改正		
平成20年	6月7日、一部改正		
平成21年	2月28日、一部改正		